

令和2年4月22日

株式会社 近畿予防医学研究所
メディカルフィットネスここあ守山

施設臨時休館のお知らせ

平素は、メディカルフィットネスここあ守山をご利用いただき誠にありがとうございます。

この度、新型コロナウイルスの流行により、滋賀県でも全国緊急事態宣言に伴う休止要請が昨日4月21日に発表した事を受け、当施設と致しましても休止要請該当施設と判断し、4月23日(木)から5月6日(水)まで休止要請該当期間におきましては本施設を臨時休館とさせていただきます。

臨時休館の期間につきましては、滋賀県の緊急事態宣言に準じて変更となる可能性がございますので追ってご連絡いたします。

<月会費についての充当措置>

滋賀県からの緊急事態宣言の休止要請における本施設臨時休館に伴う会費に関しまして、4月分会費(※4月27日(月)口座引き落とし分)について全ての継続会員様におかれまして頂かない方針とさせていただきます。

しかしながら、現状4月分会費の口座引き落としの準備が完了している為、取り消し措置が不可能な現状にありますので、大変申し訳ございませんが滋賀県からの全国緊急事態宣言の休止宣言終息後の月会費に充当させていただきますので宜しくお願いします。

- ① 通常会員 4月27日(月)引き落とし会費 → 終息後月会費
- ② 5月開始休会会員 4月27日(月)引き落とし会費 → 復会月会費

会員の皆様にはご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。